

## 別表六（三十）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の12の5の2第2項（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときは、その経理した金額を記載します。
- 2 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額8」は、